



土対法の調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)の公表について

環境省は、平成24年8月28日に土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインについて、改訂第2版を公表しました。

これは、法の施行状況や事業者、自治体に対して実施したヒアリング及びアンケート等の結果を踏まえ、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合の取扱い等の観点から見直されたものです。

改訂された内容(抜粋)は以下の通りです。

- (1) 専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ10m以浅に分布している土地において、掘削された土壌が盛土材料として利用されている土地で一定の条件に該当する場合には、自然由来による土壤汚染地としての調査の特例に該当するとして差し支えないとする。
- (2) 自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された土地で一定の条件に該当する場合には、自然由来特例区域に該当するとして差し支えないこととする。

ガイドラインの改訂内容は、環境省のホームページから全文をダウンロードすることが可能となっています。

※土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版):

http://www.env.go.jp/water/dojo/gl_ex-me/index.html

当社では、土壤汚染調査や土壌の分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2012年8月28日付 環境省ホームページ
土壤環境箇所 明石康伸

放射性物質汚染対処特措法 改正省令案に対する意見募集について

環境省では、放射性物質汚染対処特措法施行後に得られた知見を踏まえ、同法の施行規則第28条、第30条及び第31条の一部を改正する省令案を取りまとめ、平成24年9月4日～10月3日までの期間で意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理には廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、特別処理基準が適用され、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う中間処理施設・最終処分場については、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか、特別維持管理基準が適用されています。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件については、施行規則制定当初は事故由来放射性物質の放射能濃度等のデータに限りがあったため、安全側に立って広範な地域を対象としていますが、放射性物質汚染対処特措法施行後に得られた追加的な知見に基づき、放射能濃度が6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されておらず、今後も一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が見込まれない地域や施設等を見直し、必要な省令改正が行われる予定です。

当社では、土壌・産業廃棄物の分析や放射性物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2012年9月4日付 環境省ホームページ
土壤環境箇所 明石康伸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [産業廃棄物 金属等検定方法の改正告示案に対する意見募集について](#)
2. [ヘキサメチレンテトラミンを指定物質に追加 環境省](#)



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得!

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成24年9月4日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

お問い合わせはこちら

